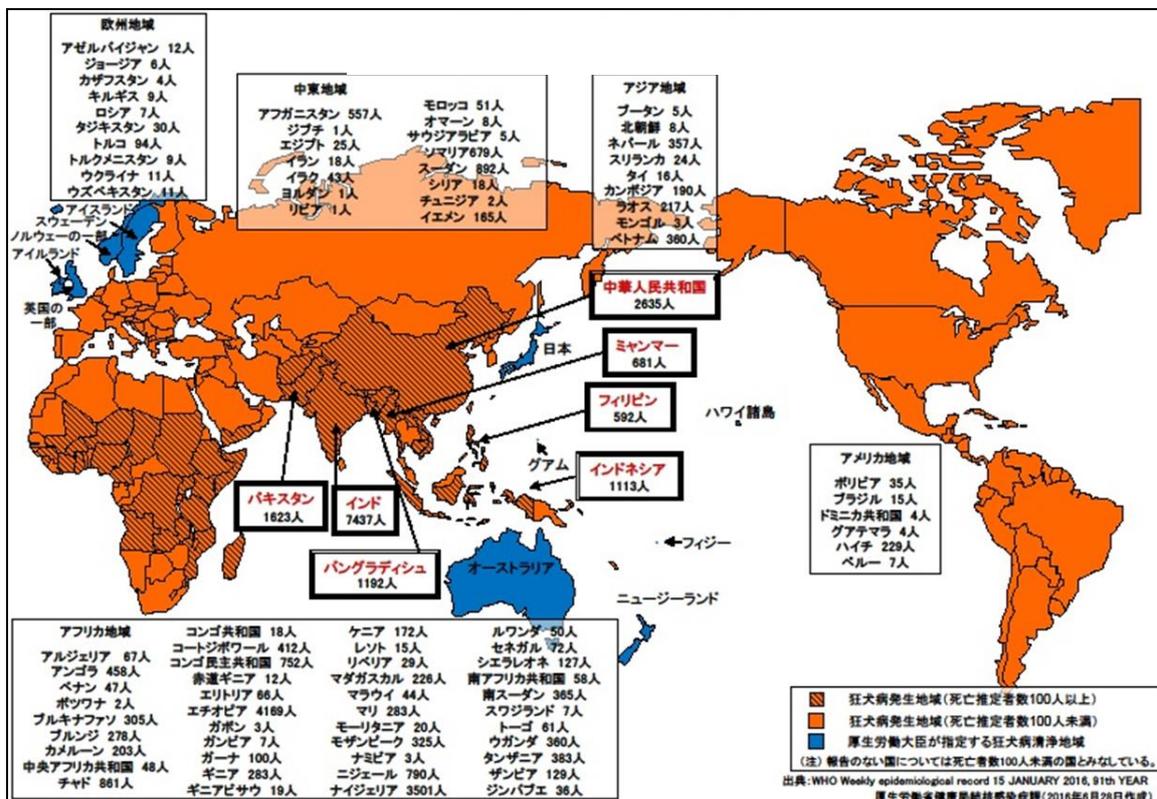


4 動物由来感染症の発生及び動物に関する災害対策の状況

動物由来感染症の発生状況

- 狂犬病は、日本、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の国々を除いて、全世界で発生しており、ボーダーレス化に伴い、海外から狂犬病をはじめとした動物由来感染症がもたらされるリスクは常に存在しています。2017年にWHO(世界保健機構)が推定した狂犬病による死亡者は、年間5万9,000人に上ります。
- 令和2年には、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例(国外で犬に咬まれ発症)が確認されており、引き続き訓練等による発生時の備えが必要です。
- 狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、ペットが介在するものを含め、国内でも各地で発生しており、動物由来感染症は身近な健康危機の要因の一つとなっています。

狂犬病の発生状況



平成 30 年度以降における国からの動物由来感染症に関する注意喚起の通知例

発出日	件名	内容
平成 30 年 9 月 27 日	カプノサイトファーガ感染症に関する Q & A について	事例集積により Q & A 更新
平成 30 年 10 月 22 日	千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について	千葉県での死亡野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス検出
平成 31 年 3 月 14 日	鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について	鳥取県での死亡野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス検出
令和元年 11 月 28 日	鹿児島市における B ウイルス病患者の発生について	鹿児島市で実験サル取扱施設の従事者が B ウイルス病を発症
令和元年 12 月 24 日	鹿児島市における B ウイルス病患者（2 例目）の発生について	疫学調査により 2 例目の B ウイルス病患者を確認
令和 2 年 5 月 22 日	狂犬病の流行地域より入国し当該疾病への感染が疑われる者の診療等に関する周知の徹底について	フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例（国外で犬に咬まれ発症）を確認

出典：厚生労働省ホームページ

災害時に備えた対策

-  東日本大震災や熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨などの大規模な災害が発生した際には、ペットの同行避難や避難所での動物の取扱いに関わる数多くの課題が指摘されました。
-  同行避難や避難所等での動物の飼養に支障が生じないように、飼い主は平常時から災害に備えた準備をしておく必要がありますが、平成 29 年度飼育実態調査によると、災害時に備えたペットの対策をしていない飼い主の割合は、4 割強に上っています。

🐾 動物に関する災害対策は、ほとんどの区市町村の地域防災計画に盛り込まれており、避難所への動物の同行避難を前提とした対策の整備が進められています。

🐾 一方で、具体的なペット対策マニュアル等の整備やペット用物資の備蓄を行っている区市町村は、全体の半数以下にとどまっています。

区市町村における動物に関する災害対策の取組状況（令和元年度）

	地域防災計画への対策の記載	災害対策の取組			
		同行避難訓練等の実施	ペット対策マニュアル等の整備	ペット用物資の備蓄	獣医師会との協定
特別区 (23区)	23 (100%)	21 (87%)	15 (65%)	15 (65%)	23 (100%)
市町村 (39市町村)	36 (92%)	22 (56%)	7 (18%)	7 (18%)	22 (56%)
計 (62区市町村)	59 (95%)	43 (69%)	22 (35%)	22 (35%)	45 (73%)

5 動物愛護管理法及び基本指針の改正について

- 🐕 令和元年の動物愛護管理法改正により、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進（第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化、幼齢の犬猫の販売日齢の制限）、動物の適正飼養のための規制の強化（動物虐待に対する罰則の引上げ、獣医師による虐待の通報の義務化、特定動物に関する規制の強化）、動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化、マイクロチップ装着の義務化等が新たに規定されました。
- 🐕 令和2年の基本指針改正では、普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成、適正飼養の推進による動物の健康・安全の確保、返還・譲渡の促進、周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止、マイクロチップ等の個体識別措置の推進、動物取扱業の適正化、実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進、災害対策、人材育成等が今後の施策展開の方向として示されました。